

令和5年度第2回 下関市環境審議会 議事録

日 時：令和5年9月12日（火）14:30～15:30

場 所：下関市リサイクルプラザ啓発棟3階 第2研修室

出席者：委員11名（欠席6名）、参考人（事業者）5名、
事務局5名

1 開 会

資料確認の後、本審議会が原則公開であること、傍聴要領の遵守及び議事録作成について説明を行った。

2 議 事

(1) (仮称) 新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

ア 事業者説明

資料1より(仮称)新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての意見及び事業者見解について説明を行った。

イ 事務局説明

資料2より答申(案)について説明を行った。

【主な質疑等】

(1) (仮称) 新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

ア 意見及び事業者見解

	発言内容
A 委員	2点ほど確認というか追加の意見を差し上げたいと思う。 1点目は触れ合い活動の場についてだが、利用状況調査ということで、今のところあまり利用状況が多くない場所もあると思うが、現地に行くと現在の風車でも結構圧迫感を感じる状況があると思う。そういったものを取り除くと利用が深まるということもあるので、利用状況が少ないからやらないのではなく、しっかりと対策を行っていただければというのが1点。 もう1点は景観の評価について、主として海岸から北側を眺めるのに関係しないからということだと思うが、北長門海岸国定公園において、島や半島の反対側、あるいは橋からの眺望というのも

	<p>眺望を構成する要素だと思う。状況によってはあまり視認されない部分かもしれないが、必要に応じて眺望点を適切に評価いただければと思う。</p>
事業者	<p>まず1点目、人と自然との触れ合い活動の場に対するご指摘だが、これについては方法書以降でどの地点を選定するかというところを含め、利用状況や登山道の現状を現地で確認した上で、今後どのような配慮ができるのかを検討していきたいと思う。</p> <p>それと2点目、国定公園からの眺望について、環境省の資料によると0.5度というのが主要な眺望方法と書いてる中で、今1度以上を抽出しているという状況。ただし、やはり委員がご懸念のように、それぞれの眺望点からどのように見えるのかというところは検討していく必要があると十分感じている。ただし、場所によっては可視・不可視というところも出てくるかと思うので、そのあたりは方法書作成の段階で各地点を回った上で選定し、影響の評価を十分やっていくというところを考えている。</p>
A 委員	<p>方法書以降ということだが、できるだけ可視領域にかからないように、風車の配置のところからご検討いただければと思う。</p>
B 委員	<p>念のための確認だが、騒音の意見の中で「住宅の居住実態の確認」という箇所について、住んでいるか住んでいないかという調査をした上で予測をすると思うが、見解の中で「適切に調査、予測を行い」という「適切に」におそらく含まれているんだと解釈したが、居住実態を十分に考慮して、別荘だから外すということはよくないので、居住実態を十分踏まえて、適切な地点選定も含めて、調査・予測をしていただければと思う。</p>
事業者	<p>騒音に関しては、マニュアルに基づく調査を適切に実施していくということが基本となり、方法書での調査方法、予測評価の方法を設定していく。その中で、委員からご指摘いただいた騒音については、そこが一番最寄りの住居として、別荘があるのかというところも含めて、今後確認しながら必要な場所で予測を適切に行っていくということを考えている。</p>

C 委員	<p>例えば、登山者が工事中に何かトラブルが起きているところに出くわしたときに、どこに連絡すればいいかということが一般の方に何かの機会に示されるのかということと、当然のことながら安全管理のシステムが作られるかと思うが、そういうところのコミュニケーション、自分の見立てでは危なく感じられるが大丈夫なのかというようなことを答えられるようなものがあると非常に安心ができるかなと思った。もう一点、騒音や振動のことが話題になるが、騒音や振動の計測値を一般の方がモニターできるシステムみたいなことは出来ないだろうか。その付近に騒音なり振動なりがないということが証明できるとか、大風が吹いているときに基準値に近いところに非常に激しい音がしているとか、もしあるのであれば、そういう部分で一般の方が見れるようなものができるかと安心できると思った。</p>
事業者	<p>候補地での緊急連絡先については、看板等設置できる場所が限られてしまうかもしれないが、工事業者が決まり次第、明示するよう業者に伝えたいと思う。あと、騒音・振動のモニタリングの話だが、工事のときということによいか。</p>
C 委員	<p>工事のときでよい。</p>
事業者	<p>工事の時の音だが、今そこまでは想定しておらず、こういった形でできるかは工事業者が決まり次第とはなるが、何か開示できるものがあれば開示できるように検討する。</p>
C 委員	<p>何か一つでもできると安心要素が増えると思うので、アイデアがあればよろしく願います。</p>
荒井会長	<p>工事は夜中もやるのか。</p>
事業者	<p>音の出る工事はないが、風車の部材を運ぶときは、道路の使用許可のこともあって、夜間に運ぶことになるかと思う。</p>

荒井会長	一般の交通がないときに運ぶということか。夜間にも騒音が発生する可能性があるということか。
事業者	打設音とかそういう大きい音ではないが、一般の車が通るときと同じような音が出ると思う。

イ 答申(案)

	発言内容
C 委員	全般(3)だが、前回の会議で住民説明という言葉を使ったが、我々委員も含めてということと言った。評価書において、既存施設と新しい施設との比較もしてほしいと思っている。何もない状態から騒音がどれだけ増えたと言っても、現状の施設がある中でそれでは分かりにくいと思う。もちろん撤去した後の状態と比較できることも大事だと思うが、環境影響評価する上で、既設風力発電施設がある状態との比較も論じてほしいと思っている。ただ、それが制度上強制できることであるかは私が理解できていないので、制度上どうなっているのかは事務局でよく調べてもらいたいと思う。例えば(3)の文章の後に、「また、評価において環境影響を既設風力発電事業と比較して論じられる方法書とすること」という文言を可能なら付け加えられないかと思っているがいかがか。
事務局	委員がおっしゃったご提案も踏まえて、また一方で、「周辺住民への説明の際は」と限定せずに、「環境影響評価を進める上で既設風力発電施設との比較を用いるなど分かりやすい説明を行うこと」という言葉の中に、住民も含め、また評価書への記載も念頭に置いてということでもとめることもできると思う。いずれにしても記載内容を検討させていただく。
A 委員	詳しくないので伺いたいが、答申1(2)に関して心配しているのが、風力発電で何kw以上の新設というのが環境影響評価の第

	<p>1種事業の対象となると思うが、撤去の工事となると第1種事業の対象にならなくなってくる。そうすると、1(2)で配慮事項として努めることと書いたときに、方法書以降の手続きにきちんと担保できるのかどうかということ。1つは撤去した時の原状回復等をしっかりしてくれるのか、ほったらかしにしたり、不適切な物を置いたりしないのかということ。もう1つは撤去工事についても沢や川に汚染が発生する可能性があるが、このことが方法書ないし準備書の対象にのってこない可能性がある。これについて、今回のものが新設に伴う一連のものだと方法書以降の手続きで進められるのであれば、この答申書の文言に加えることで担保することができると思うが、そういうことが可能かということ。もしこれが難しい場合、公害防止協定などを結ぶことで措置を担保させることができる方策があるのかについて、事務局や委員で詳しい方がいれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>前回第1回審議会の中で、既存の発電所は別会社がやられており、配慮書においては撤去の部分は含まないという説明が事業者からあったが、審議会の答申においては、委員からいただいたご意見で「撤去から新設工事までの全体」という表現にさせていただき、「努めること」として義務を課すものではなく検討も含めやってほしいと、協力してやるよう促す形の表現で記載させていただいた。原状回復措置についても「検討すること」という表現で義務を課すものではないが、やるべきではないかという表現とした。もう1点、公害防止協定については、様々な事業所と下関市で結んでいるが、この度の新白滝山風力発電と市が結ぶかについては、いただいたご意見を踏まえて、事業が具体的になったときに事業者と話を進めさせていただくものと考えている。回答になっているかは分からないが、今いただいたご意見については、図書に対して強く言えないが、「努めること」や「検討すること」という表現を使って、事業者に求めていくことで意見をまとめている。</p>
A 委員	<p>山口県知事を通して事業者伝えていただく意見の書き方としては、これが精一杯ではないかと思う。事業者が善良に対処して</p>

	<p>いただければ特に問題ないが、もしそうでなかった場合にしっかりと見守っていく措置ということも考えておく必要がある。既存の事業者が沢や川に環境負荷を与えないような方策についても、撤去工事が第1種事業に含まれていないので、そういったことが答申書の中で分かるように記載していただくとよいと思う。市や県が許認可に限らず、事業者と相談するに当たって、撤去部分は含まれていないけどそこも適切に配慮しなくてはいけないということが伝わるようなメッセージが入ると大変いいかなと思う。</p>
事務局	<p>いただいたメッセージについては、文言等も考えて対応させていただきたいと思う。</p>
荒井会長	<p>既設を撤去して新しく風力発電を作るというのは下関市では例がないと思うが、他にそういった事例があるかもしれない。そういった場合どういった扱いとするかを調べるといいと思う。</p>
事務局	<p>下関市では既設を撤去し新たに設置という事例はないが、他の自治体では事例がある可能性があるので、確認した上で参考にできるものがあれば取り入れていきたい。</p>
荒井会長	<p>水質のところ「周辺住民及び漁業者に対して」とあるが、この「漁業者」というのは内水面、河川の漁業者を指すのか、あるいは流域の海の漁業者を指すのか。</p>
事務局	<p>これは審議会で委員から出た意見をまとめたもので、水質のものはD委員から出た意見であったと思うが、D委員にイメージがあればご意見いただきたい。</p>
D委員	<p>以前の風力発電や別の事業のときで、沢ガニを扱っている漁業者がいたり、藻場の心配をされている漁業者がいらっしまったので、両方を指しているというのが私の認識。</p>
事務局	<p>その辺は表現があった方が分かりやすいか。</p>

荒井会長	漁業者というと内水面と外海の両方を捉えるが、限定的に捉えているのかなと思った。
事務局	こちらについては、内水面と外海の両方ということで理解させていただく。